

令和3年11月29日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会

(公 印 省 略)

(令和4年1月始期) 新型コロナウイルス感染症対応
日本医師会休業補償制度について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、日医より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

令和2年11月に日本医師会会員向け補償制度として創設された「新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度」が令和4年1月1日に満期を迎えることから、同補償制度が継続することとなりました。また、継続を機に補償の内容が改善されておりますので、詳細は下記の日本医師会ホームページをご確認ください。

つきましては、貴会におかれましてもご了知の上、会員医療機関等へご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■院長のみならず、医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触により3日以上の上院で医療機関は最大 200 万円、介護サービス事業所は最大 50 万円を上限に補償金が受け取れる制度です。

■日本医師会ホームページ URL (令和3年11月24日受付開始。WEB 申込みとなります。)

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/010289.html

■本制度に関するお問合せ窓口 <受付時間：平日 9:30～17:00 (土日・祝日除く)>

日本医師会休業補償制度事務局 (業務委託)

① 本制度全般に関するお問い合わせ先

TEL：03-3243-8982 Mail：jmabi2020@web-tac.co.jp

② 保険料振込み全般に関するお問い合わせ先

TEL：03-6704-4016 Mail：2020jmabi@tokio-mednet.co.jp

■補償金請求に関する問合せ先 <受付時間：平日 9:00～17:00 (土日・祝日除く)>

引受保険会社：東京海上日動火災保険 医療・福祉法人部 営業第一チーム

TEL：03-3515-4143 Mail：jmabi2020@tmnf.jp

一般社団法人 大阪府医師会 経理課 (06-6763-7005)